

地方自治法第199条第4項の規定により、平成30年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表する。

平成30年12月25日

福岡地区水道企業団
監査委員 打越基安
監査委員 北崎和博

平成30年度定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 事務監査

○ 対象期間

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 総務課 | 平成29年9月1日から同30年9月7日まで |
| (2) 財務課 | 平成29年9月1日から同30年9月14日まで |
| (3) 計画課 | 平成29年9月1日から同30年9月21日まで |
| (4) 施設課 | 平成29年10月1日から同30年9月28日まで |
| (5) 牛頸浄水場 | 平成29年10月1日から同30年10月5日まで |
| (6) 水質センター | 平成29年10月1日から同30年10月12日まで |
| (7) 海水淡水化センター | 平成29年10月1日から同30年10月19日まで |

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の財務に関する事務の執行及び業務の運営

2 工事等監査

○ 対象期間 平成29年4月1日から同30年3月31日まで

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の工事等（修繕費、請負工事費及び委託料）

第2 監査の方法

監査は、前記の監査の対象が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

第3 監査の期日

1 事務監査 平成30年9月6日から同年11月9日まで

2 工事等監査 平成30年8月1日から同年11月16日まで

第4 監査の結果

1 事務監査

(1) 総務課

29年度「福岡地区水道企業団ネットワークサーバー等賃貸借契約」及び30年度「ホームページ等運用保守業務委託」について、契約書に「個人情報・情報資産取扱特記事項」を添付する等個人情報・情報資産の取扱いについて明記していなかった。適正な事務処理をされたい。

(2) 財務課

29年度「契約業者管理システム用機器及びソフトウェア賃貸借契約」及び「契約業者管理システム用機器及びソフトウェア賃貸借契約(その2)」について契約書に「個人情報・情報資産取扱特記事項」を添付する等個人情報・情報資産の取扱いについて明記していなかった。適正な事務処理をされたい。

(3) 計画課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

特に指摘する事項はなかった。

(6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

(7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

2 工事等監査

(1) 総務課

特に指摘する事項はなかった。

(2) 財務課

特に指摘する事項はなかった。

(3) 計画課

特に指摘する事項はなかった。

(4) 施設課

特に指摘する事項はなかった。

(5) 牛頸浄水場

特に指摘する事項はなかった。

(6) 水質センター

特に指摘する事項はなかった。

(7) 海水淡水化センター

特に指摘する事項はなかった。

むすび

監査の結果は、おおむね良好と認められたが、前述のとおり注意、改善を要する事項が見受けられたので、今後、適正な処置を講じられたい。